**（参考例）**

**６　指定通所介護事業所の運営規程の例**

●●●●（事業所名）運営規程（指定通所介護）

（事業の目的）

第１条　＊＊法人△△が開設する●●●●（事業所名）（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員等（以下「通所介護従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定通所介護事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業においては、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

２　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

３　事業所の運営に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

４　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

５　指定通所介護の提供に当たっては、介護保険法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(１)　名称　　●●●●（事業所名）

　(２)　所在地　香川県○○市○○丁目○番○号　○○ビル○階

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(１)　管理者　　１名

　　　　管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

　(２)　生活相談員　○○名以上

　　　生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活向上

を図るための相談援助、他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行う。

　(３)　看護職員(看護師又は准看護師)　○○名以上

看護職員は利用者の健康状態の確認、持参した薬の管理、創処置等に当たる。

　(４)　介護職員　○〇名以上

　　　　介護職員は通所介護計画に基づき通所介護の提供に当たる。

(５)　機能訓練指導員　○○名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日　○曜日から○曜日までとする。

ただし、国民の祝日及び○月○日から○月○日までを除く。

(２)　営業時間　　　　　　　　午前〇時～午後〇時までとする。

(３)　サービス提供時間　　　　午前○時～午後○時までとする。

(４)　延長サービス可能時間帯　提供前　○時～○時　提供後　○時～○時

（指定通所介護の利用定員）

第６条　事業所の指定通所介護の利用定員は、1日○○人とする。

（指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額）

第７条　指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

（１）通所介護施設における入浴介助

（２）食事の提供

（３）生活指導（相談・援助等）

（４）機能訓練、レクレーション

（５）健康チェック

（６）送迎サービス

（７）時間延長サービス

２　前項の利用料等のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

（１）次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

・　通常の事業実施地域を越えた地点から、片道○○キロメートル未満　＊＊＊円

・　通常の事業実施地域を越えた地点から、片道○○キロメートル以上　△△△円

（２）食費　○○○円(おやつ代含む)

（３）オムツ代　１枚○○円

（４）その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させ

ることが適当と認められる費用については実費を徴収する。

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、○○市（島しょ部除く。）、□□郡△△町の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第９条　利用者は指定通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第10条　通所介護従業者は、現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡及び緊急連絡先への連絡等の必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。主治の医師への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

第11条　事業所は、非常災害に際して必要な計画を策定し、責任者を定めて従業者に周知するとともに、年〇回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

２　事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第12条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

　(１)　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について通所介護従業者に周知徹底を図る。

(２)　虐待の防止のための指針を整備する。

(３)　通所介護従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(４)　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（苦情処理）

第13条　管理者は、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第14条　事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに関係市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

２　事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第15条　事業者は、通所介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(１)　採用時研修　採用後○か月以内

(２)　継続研修　　年●回

２　事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

３　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

４　事業所は、通所介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。また、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

５　事業所は、当該指定通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。また、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は利用者及びその家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。

６　事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する記録等を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

７　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は＊＊法人△△と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。